⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内野生希少動植物種であるオオタカの営巣及びハヤブサの飛翔が確認されている。さらに、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの営巣並びにサンショウクイ、ベニイトトンボ、オグマサナエ及びイトアメンボの生息が確認されている。しかしながら、事業施行後も採餌や繁殖など生息に適した環境が広く残存するほか、オオタカ、ハヤブサ及びサシバについては、営巣箇所が計画路線から離れており、オオタカ等に加えサンショウクイについても、丘陵部を可能な限りトンネル構造で通過させることにより、生息環境の改変を最小限に抑えるとともに、地形の改変を伴う法面構造には、既存種による植栽を行い、生息環境の保全を図ることとしている。また、ベニイトトンボ、オグマサナエ及びイトアメンボについては、生息環境の一部であるため池において、多自然型護岸を設置し、代替の生息環境を回復又は創出するなどの保全措置を講ずることとしていることから、これら希少な動物に与える影響は小さいと認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が16箇所存在するが、このうち４箇所については、既に発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者は、引き続き残る12箇所についても奈良県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

自専道事業は、中南和地域における高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づき、４車線の自動車専用道路を建設する事業である。また、一般道事業は、御所現道や主要地方道御所香芝線等の混雑緩和を主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づき、バイパス方式により２車線の一般国道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は平成３年７月19日付けで都市計画決定された都市計画と、自専道事業の非常駐車帯の設置部及び一般道事業の跨線橋の摺付部等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、一般道事業の施行に伴う県道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、中南和地域における高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に現道の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、奈良市長を会長とする京奈和自動車道整備促進期成同盟会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　奈良県橿原市役所及び御所市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　奈良県橿原市観音寺町地内

奈良県御所市、御所市大字本馬、大字茅原、大字玉手、大字蛇穴、大字池之内及び大字條地内

○防衛省告示第百十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月二日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年六月四日から同年六月三十日までの間（八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三三度〇二分一三秒

(イ)　北緯三二度〇九分二三秒　東経一三三度三二分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分二三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分二三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分二三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分二三秒　東経一三三度二九分五一秒

(キ)　北緯三二度〇七分五一秒　東経一三三度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三三度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分二三秒　東経一三三度〇九分二一秒

(コ)　北緯三二度〇三分二三秒　東経一三三度三四分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が在しないこと、また、射撃海面に船舶が等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月三日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年六月四日から同年六月三十日までの間（八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二六度四〇分　東経一二七度〇〇分

(イ)　北緯二六度四〇分　東経一二七度二〇分

(ウ)　北緯二六度二〇分　東経一二七度二〇分

(エ)　北緯二六度一六分五七秒　東経一二七度一二分三七秒

(オ)　北緯二六度一六分　東経一二七度〇〇分

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が在しないこと、また、射撃海面に船舶が等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月三日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年六月四日から同年六月三十日までの間（八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度一九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が在しないこと、また、射撃海面に船舶が等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。